

ブロック社保協事務局長会議への報告(福島県)

2023年12月22日 福島県社保協

「保険証廃止」福島県議会への請願 ⇒ 不採択(前回報告)

市町村議会への請願・陳情(県労連キャラバンにて要請行動)

03~04

⇒結果

震災・原発事故から12年

放出されるのはトリチウムだけではない。62核種とC-14の64核種あり ⇒ 69に
事故由来であり、稼働原発で放出しているトリチウムとは違う

ALPS処理済であっても核種毎の測定はしておらず、薄めても安全性を担保しない

そもそも、総量が多い。たとえ薄めたとしても

放出してもタンクが減ることはない

地下水の流入は止まっている。広域遮水壁・集水井などの提案を受け入れていない。

トリチウムは60年で97%低減可能

福島県漁連との約束「関係者の理解なしに処分しない」

風評対策が生業支援に結びついていない

東京電力にたいする事故前から続く県民の「不信感」

「福島円卓会議」の開催

国会議員への要請

署名の推進

「ALPS処理汚染水の海洋放出を差し止めるための訴訟」

05~06

「県民版 原発災害からの復興ビジョン」の提案

だれ一人 取り残されないために

県政への要望等

福島県議選の結果について

自民-1 立憲-1(県民連合としては±0) 共産-1 公明±0 維新+1 れいわ(推薦)+1

会派構成 自民党 29 県民連合 18 共産 4 公明 4 維新・無所属 2 れいわ 1

会派としては5人以上が交渉会派 共産党が交渉会派でなくなる

議会運営で申し入れ、全会派参加の民主的運営を

選挙戦の特徴

自民党・公明党による共産党落とし「肉を切らせて骨を断つ」

福島市、自民は前回候補(共倒れ)を絞り、1名はみだしの少数激戦へ

前回社民公認(県連代表)が議会中に立憲へ移籍、今回引退

後継候補は30代(検査技師・医大職組)、社民の推薦を受けずにトップ当選

社民の推薦を受けた立憲の県連幹事長(野党共闘の軸)が票を伸ばせず落選

いわき市、自民党が前回トップ当選現職を衆議院擁立取引に立候補させず

当選ラインをアップすることにより共産党落とし⇒しかし長老落選

れいわの推薦を受けた30代新人(医師)がほぼトップ当選

各政党・マスコミも予想できず

今回落選した吉田氏は故長谷部県議(民医連出身)の後継者

2007年に複数挑戦(現職長谷部、新人宮川) 長谷部次点

2011年に複数当選(元職長谷部、現職宮川)

2015 年に長谷部氏療養のため引退、新人吉田で複数維持
2019 年、複数維持(公明が元衆議院議員を吉田地元に転居・立候補)

(日本共産党福島県議会の申し入れ)

県議会交渉会派要件の見直しと民主的な議会構成に関する申し入れ	07～08
2023 年 12 月定例県議会に関する申し入れ	09～11
2024 年度県予算編成に関する申し入れ	12～21

県内新型コロナの状況 22～23

福島県内「定点観測」から
(参考)インフルエンザ発生動向

学校給食費の無料化を求める運動 24～27

福島県浜通り地方の豪雨被害について 28～33

令和5年 月 日

○○町議会

議長 ○○ ○○ 様

(陳情団体)

福島県社会保障推進協議会

会長 佐藤 和久

〒960 - 8141

福島県福島市渡利番匠町 15 - 2

電話 024 - 521 - 5205

健康保険証廃止の中止を求める陳情書

【陳情趣旨】

政府は令和5年6月、現行の健康保険証を令和6年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を成立させました。

しかし、マイナ保険証の個人情報や自己負担割合の誤入力による間違い、「資格無効」と表示される、更に情報漏えいに対して多くの国民が危惧する状況です。

マイナンバーカードでの受診によるトラブルが続出し、多くの患者・国民が不安をかかえています。このような中で、多くの医療機関では患者さんにマイナンバーカードと健康保険証との両方を持ってきてもらうことで現場での混乱を回避しているのが実情です。

共同通信社の世論調査では、現行の健康保険証を廃止しマイナンバーカードに一本化する政府方針に関し、延期や撤回を求める声が計 72.1% に上ったと報道されています。

また、保険医団体連合会が行った健康保険証の廃止に伴う高齢者施設等への影響調査によると、9割以上の施設で利用者のマイナンバーカードの管理ができないと回答しています。

このままでは、膨大な無保険者が生まれる危険性があります。国民皆保険制度の根幹を崩す重大問題を断じて容認することはできません。

よって、国においては、国民も患者も医療機関も望んでいない健康保険証の廃止について、中止を含め見直すことが強く求められています。

つきましては、貴議会より国に対する意見書を採択して頂くよう陳情いたします。

【陳情項目】

一. 健康保険証の廃止を中止し、国の責任ですべての国民に健康保険証の交付を続けるよう求める意見書を提出して頂くこと。

以上

福島県社会保障推進協議会「健康保険証廃止の中止を求める陳情書」の結果

2023/12/19 現在

採択： 喜多方市、会津坂下町、三春町、大玉村、中島村、西郷村

不採択： 平田村、柳津町、天栄村、泉崎村、昭和村

趣旨採択： 桑折町

議員への配布のみ： 広野町

「ALPS 处理汚染水」の海洋放出差止訴訟ご支援ください！

日本政府は福島第一原発で発生している汚染水の処理について多くの福島県民をはじめ国内外の人々の「不安と反対」の声を聴こうともせず8月24日、ALPSで処理しきれていないことが明らかな放射能汚染水の海洋投棄を開始しました。

しかし、海洋投棄は以下に述べるような様々な問題点を含んでおり、環境問題や健康問題、そもそも原発事故発生者による被害者への2重加害となるものであり『福島の復興のため』などでは決してありません。

私たちはこのような国と東電に対し「汚染水放出差止訴訟」第1陣151人が9月8日福島地裁に提訴、第2陣11月9日212人が提訴しました。

《主な提訴理由》

1) 政府と東京電力は2015年に福島県漁連に対し、「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」と文書で約束をしているが、福島県漁連、全漁連は現在に至るまで海洋放出反対の姿勢を表明しており、福島県内の多数の自治体が海洋放出反対、または陸上保管等を求める意見書を提出している。海洋投棄の強行は一方的に国が国民との約束を反故にする行為であり、民主主義の否定、合意のねつ造ともいえるものである。事故の責任者である政府と東京電力が、国民の声を無視し一方的に強行することは許されない。

2) 世界中の原発からトリチウムを含む排水が放出されているのは事実だが、原発事故により発生した汚染水の排出は世界にも例はない。

①ALPS処理水は原子炉から溶け落ちた核燃料デブリに直接触れており、通常の排水とは異なる。ヨウ素129、ストロンチウム90、ルテニウム106などトリチウム以外の核種が残存していることを東京電力も認めている。海水で希釈すれば安心などという非科学的な理屈は通用しない。

②トリチウムの影響については世界的に専門家の間でも意見が分かれている。政府は「環境や人体への影響は考えられない」としているが、トリチウムが有機化合物を構成する水素と置き換わり有機物の形で人や動物、魚介類が摂取すれば食物連鎖の形で濃縮されうる。また、DNAを構成する水素と置き換わった場合、トリチウムが放射性崩壊してヘリウム3(同位体)と酸素になる結果、DNAが切断される・・・などの指摘がある。

3) 海洋放出の期間について、政府は30年程度と述べている。しかし実際には廃炉作業は遅れ続け、燃料デブリの取り出しの見込みは2023年現在も立っていない。「広域遮水壁」「集水井戸」などの、地下水流入を止めるための対策もほとんど検討されておらず、廃炉終了まで、事実上半永久的に汚染水が発生し、放出が続けられる可能性が高い。

また、海洋放出以外にも、大型タンク貯留やモルタル固化などの代替案が技術者、研究者から提出されているが、既に実績もあるこれらの代替案について、政府・東京電力はまともに議論を行っていない。

4) 政府は「風評被害」対策として800億円の基金を設け、水産物の売り上げ減少に対する賠償を行っているが、原発事故の被害とは、放射線被ばく以外にも、地元産業の崩壊、コミュニティの分断、精神疾患の増大など多面的であり、その全てが金銭では取り返しのつかない実害である。これらを「風評」にすり替えることは被害の矮小化であると同時に、被害を訴える声を「風評加害」として抑圧し、言論の自由を奪うものである。

他にも国内外の様々な立場の方から海洋投棄は「すぐに中止すべき」と指摘されています。

私たちはALPS処理汚染水の海洋投棄に強く抗議するとともに、放出差止訴訟により多くの国民に「海洋放出の真実」を知らせ、1日も早く放出を止めさせたいと願って立ち上りました。

どうか皆様、差止訴訟を支援する会へご入会下さい。

ご入会いただける方は別紙「支援する会申込書」にご記入いただき、下記までFAXか、メールか、ご郵送にてご連絡ください。

会費は1口1000円（複数口歓迎！）で、ニュースなどお届けします。

■第1回口頭弁論予定：2024年3月上旬 福島地方裁判所

※詳細は後日ニュース等でお知らせいたします。

ALPS処理汚染水差止訴訟原告団事務局長 丹治杉江

〒970-8045 福島県いわき市郷ヶ丘4丁目13-5

FAX：0246-68-6930

E-mail：ran1953@sea.plala.or.jp

2023年11月22日

福島県議会世話人会 様

日本共産党福島県議会県議団

団長 神山 悅子

副団長 宮川えみ子

幹事長 宮本しづえ

政調会長 大橋 沙織

県議会交渉会派要件の見直しと 民主的な議会構成に関する申し入れ

11月12日投開票で行われた県議会選挙により、県議会の新たな会派構成が決定しました。その結果、従来の交渉会派の要件を満たすのは自民党県議会議員会と県民連合の2つだけになりました。交渉会派に1人不足する4人会派が日本共産党県議団と公明党県議団の2つとなります。事実上県議会の運営を決めることになる代表者会議が、2つの交渉会派だけの参加となり、他の会派の意見が反映されないことは、議会の民主的運営にとって適切な状態とは言えません。

これまでわが党は交渉会派の要件を見直し、より幅広い会派の意見が反映されるべきと求めてきました。今回の会派構成を受け、改めてより幅広い会派の意見を反映できるよう本県議会の交渉会派の要件の見直しを求めます。

同時に議会の役職の配分についても、自民党会派が独占することなく、議長は第一会派、副議長は第二会派から選出する、各常任委員会正副委員長はじめその他の役職についても議員数で比例配分し、より多くの会派で分かち合う議会構成とすべきです。

また、この20年来、日本共産党県議団は希望しても福祉公安常任委員会に参加できない状態が続いてきました。物価高騰で県民生活がより困難を極める下で、県政における福祉施策の拡充が求められており、より幅広い会派の意見が常任委員会の議論にも反映されるよう求めます。

申し入れ事項

- 1、交渉会派については、5人以下も認めるよう要件を見直すこと。

- 2、議長は第一会派、副議長は第二会派から選出すること。常任委員会の会派配分は、少数会派の希望を優先し、日本共産党県議団の福祉公安常任委員会からの長期にわたる締め出しを改めること。
- 3、常任委員会委員長等の議会役職は、会派の議員数で比例配分すること。

以上

2023年11月28日

福島県知事
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団
団長 神山 悅子
副団長 宮川えみ子
幹事長 宮本しづえ
政調会長 大橋 沙織

2023年12月定例県議会に関する申し入れ

はじめに

東日本大震災と原発事故から12年8カ月、本年9月のいわき市を中心とした台風13号・線状降水帯による水害から2カ月半が経過しました。被災者支援に全力をあげるとともに、引き続く新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ流行への最大限の備え、そして物価高騰に苦しむ県民への直接支援など、県民が置かれている実態に真摯に向き合いながら、本県が果たすべき役割は極めて重要です。

去る11月12日投開票の福島県議会議員選挙において、日本共産党は現有5議席から4議席となりました。学校給食費無償化など子育て支援「4つのゼロ」や高齢者の足の確保、若者の奨学金返済支援などの政策を掲げ、暮らし優先の県政実現を訴えてたたかいました。また、国民の声を聞かない岸田自公政権に「ノーの審判を」との論戦や、ロシアのウクライナ侵略・イスラエルのガザ攻撃を受け、「反戦平和」を貫いて101年の日本共産党を伸ばして平和の発信をと呼びかけたことは、多くの県民のみなさんと響き合い、「いまの政治を変えたい」との願いが多数寄せられました。

全体の選挙結果は、自民党が議席を減らして単独過半数割れ、県民連合、公明党は現状を維持し、日本維新の会とれいわ新選組推薦の候補がそれぞれ議席を確保しました。

原発事故から14年目に入る中、原発回帰など暴走を続ける岸田自公政権と対峙し、物価高騰から県民のいのち暮らし・生業を守ることなど、掲げた公約の実現に向け引き続き全力をあげる決意です。

12月定例県議会にあたって以下の項目について要望します。

一、岸田政権と対峙し、県民のいのち・暮らし最優先の福祉型県政へ転換を

- 1、パレスチナ・ガザ地区でのジェノサイド（大量虐殺）は、明白な国連憲章と国際人道法違反である。どんな国であってもジェノサイドも霸権主義も許されない。日本政府が憲法9条を持つ国として国際社会に働きかけ、パレスチナだけでなくイスラエルによる大規模攻撃の即時中止・停戦を行うよう求めること。
- 2、新型コロナ感染症に続く物価高騰が、年末に向かう県民の暮らしと生業を直撃し、ゼロゼロ融資の返済がさらに中小業者等を苦しめている。所得減税や非課税世帯への給付金などの一時的な対応にとどめず、物価高騰対策に有効な消費税の5%減税を行うこと。フリーランスなどこれまで非課税だった個人事業者にまで消費税を課税するインボイスの中止を

- 国に強く求めるとともに、県独自の支援を行い倒産・廃業を招かない対策を講じること。
- 3、物価高騰に見合う年金・生活保護基準の大幅引上げを国に求めること。
 - 4、新型コロナ感染症とインフルエンザなど感染症対策を引き続き行うこと。
 - 5、岸田政権が、漁業者が 2015 年に国と東京電力と交わした約束を破り、ALPS 处理水の海洋放出を強行したが、漁業者と県民の合意は得られていない。10 月 25 日、増設 A L P S 配管洗浄作業中に廃液を浴びる事故が発生したが、東京電力の説明が二転三転するなど、廃炉作業に対する県民の信頼を大きく失墜させている。今回の事故をふまえて、再発防止策を求めるにとどめず、A L P S 处理水の海洋放出は中止すべきと国・東京電力に求めること。
 - 6、子育て世帯の経済的負担軽減策として、小中学校給食無償化を県として実施すること。
 - 7、若者支援のため、県として奨学金返済補助を行うこと。
 - 8、県職員の不祥事が相次ぎ発生し、県民の信頼を大きく失墜する事態を重く受け止め、知事部局に加え、教育庁においても外部有識者等の第三者による原因と実態解明を行い、再発防止を図ること。

二、物価高騰対策について

- 1、消費税減税、インボイス制度中止を国に求めること。
- 2、長引く物価高騰に追い打ちをかける冬期間の暖房費の直接支援で、県民生活を守ること。
- 3、国に電気代、ガソリン代高騰対策の継続を求めるこ。
- 4、2022 年度の経常利益をあげている電力会社に対し島根県知事が電気料金引き下げの直談判を行ったと報道されたが、本県も東北電力に対し電気料金引き下げを直接求めること。
- 5、国の物価高騰対策低所得者への 7 万円の給付金を早期支給するよう求めること。
- 6、物価高騰対策としても賃上げが求められていることから、県が支援を行いながら非正規労働者にも正規労働者並みの期末手当の支給を県内の経済団体に要請すること。
- 7、県の会計年度任用職員の期末手当についても、正規職員並みの月額倍率に大幅アップすること。

三、原発事故対応について

- 1、漁業者との約束違反である処理水海洋放出は直ちに中止するよう国に求めること。専門家の意見を聞き、抜本的な地下水抑制対策を講じるよう国と東京電力に求めること。
- 2、10 月に発生した作業員の被ばくは、作業の工程や体制についてのずさんな管理のもと、身体汚染という重大事故が発生した。作業員の安全確保強化と廃炉作業への集中を東京電力に求めること。
- 3、第 5 次追補に基づく追加賠償について、36 万人の住所が把握できず請求書発送がされていないことや、支払い完了は全体の 4 割に留まっていることから、体制強化と迅速な支払い完了を東京電力に求めること。

四、新型コロナ感染症、インフルエンザ等の感染症対策

- 1、新型コロナ感染症とインフルエンザの同時流行により、感染症対策は予断を許さない状況が続いている。検査キット不足が起きていることから増産体制を国に要請するとともに、県が医療機関や薬局での在庫調整を行い診療に支障が出ないようにすること。無料検査の再開を国に求めること。

- 2、コロナ感染症、インフルエンザの同時流行により、鎮痛解熱剤や咳止め等の薬不足が県内でも指摘されており、国に増産体制の強化を求めるこ。
- 3、医療機関はもとより、福祉施設等での感染症の予防、拡散防止対策が継続して求められていることから、県としてかかりまし経費を継続支給すること。
- 4、インフルエンザの感染が会津等では警戒レベルにあることから、感染拡大、重症化防止対策としてワクチン接種への補助を高齢者に限定せず一般にも拡大すること。

五、台風13号豪雨対策について

- 1、住居被害を受けた世帯で解体を希望する場合は、全壊にとどめず解体費用はすべて公費負担にすること。
- 2、被災者の住まいと暮らしの再建については、各種制度が十分活用できるよう市と連携をとってケースマネージメントに取り組むこと。
- 3、農業被害について
農地被害については、農業が継続できるよう激甚災害並みの支援策を講じること。ハウスの被害では、パイプ等骨材被害に限定し3分の1支援になっているが、補助率を引き上げること。農機具はIT化して高額になることから、農業が継続できるよう支援を行うこと。
- 4、土砂崩れによる宅地被害に対し、川俣町や伊達市が支援を行っていることから県も支援を行うこと。
- 5、線状降水帯の発生で、中小河川の被害が甚大だったことを受けて、流量調査を行い改修を促進させること。その際、上流部の林地開発も十分考慮すること。

六、地域公共交通対策について

- 1、いわき市で路線バスを運行する新常磐交通が来年4月から、市内の15路線をコロナ禍による減収や運転手不足などを主な理由として廃止すると発表した。県民の暮らしに重大な影響を与えることから事業者に見直しを求め、いわき市に対し専門家の支援と財政支援を行うこと。
- 2、全国的にも運転手不足や利用減・燃料費高騰などで路線バスの廃止や縮小は深刻になっていることから、国に支援を求め県も対応を行うこと。
- 3、県の事業として高齢者無料のシルバーバスでバスの乗車人数を増やし路線を守ること。
タクシ一代補助を行い気軽に外出ができるようにし健康な高齢者を増やすこと。

以上

2023年11月28日

福島県知事

内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団

団長 神山 悅子

副団長 宮川えみ子

幹事長 宮本しづえ

政調会長 大橋 沙織

2024年度県予算編成に関する申し入れ（第一次）

はじめに

来年3月で大震災と原発事故から丸13年が経過、14年目を迎える新年度は、福島原発の廃炉作業を安全かつ着実にすすめるとともに、原発回帰をすすめる岸田政権ときっぱり対峙する県政運営が求められます。

イスラエルの大規模攻撃によって、パレスチナ・ガザ地区できわめて深刻な人道的危機が起っています。日本共産党は今月6日、声明「ガザでのジェノサイドを許すな—ガザ攻撃中止と即時停戦に向けての各政府への要請」を発表し、各政府と国際機関への申し入れと懇談を始めています。ガザ地区の人道的危機を開闢するためには、イスラエルがガザへの大規模攻撃を即時中止すること、双方が即時停戦に向けた交渉のテーブルにつくことが急務であり、国際社会がそのためのさらなる働きかけを行うことが必要です。日本政府はアメリカの顔色をうかがうのではなく、恒久平和を掲げる憲法9条に基づき役割を果たすべきです。

物価高騰に対する経済無策、平和も暮らしも押しつぶし大軍拡へ突き進むなど、岸田政権の暴走政治に対して国民の批判と不信の声が日増しに高まり、政権末期に近い様相を呈しています。報道各社の世論調査で岸田内閣の支持率が軒並み下落、過去最低となる20%台の結果が相次ぎ、今月のNHK世論調査で、物価高対策として政府が打ち出した所得減税の評価では、「あまり評価しない」「まったく評価しない」との回答が合わせて約6割にのぼりました。「アメリカいいなり」「財界中心」という二つのゆがみをもつ自民党政治と国民との矛盾がいよいよ極限に達しています。

こうした状況のもとで、異常な対米従属・財界中心の政治を打破し、「国民が主人公」の日本をめざすことを明確に綱領に明記する日本共産党は、利益優先の財界・大企業が求める「コストカット型経済」で30年におよぶ日本経済の停滞を作り出した自民党政治の責任は大きいことを指摘し、①政治の責任で賃上げと待遇改善をすすめる ②消費税減税、社会保障充実、教育費負担軽減 ③気候危機打開、エネルギーと食料自給率向上 の3つの経済再生プランを提案しています。また、ジェンダー平等が世界の大きな流れとなる中、日本のジェンダーギャ

ップ指数は最下位クラス、人権後進国です。政治の責任は重く、あらゆる分野・場面で認識の転換、発展が求められています。

日本共産党は国民が希望のもてる抜本的打開策を示し、政治のゆがみを正すために力を尽します。党県議団も県政運営に対し、こうした視点に立ち引き続き全力を尽くす決意です。県民一人ひとりの暮らしと生業応援のあたたかい県政、福祉型県政への抜本的転換、憲法と地方自治が生きる県政実現へ、以下の項目について来年度予算編成に反映するよう申し入れます。

一、2024年度の県予算編成方針について

- 1、岸田自公政権による5年間で43兆円もの大軍拡・大増税を許さず、消費税減税、社会保障の充実、教育費の負担軽減など、県民の暮らしを支え格差を是正する税・財政の抜本的改革を国に求めること。
- 2、物価高騰対策として、あらゆる物価を下げる消費税減税は、最も有効である。富裕層と大企業に応分の負担を求め、緊急に消費税を5%に減税とともに、小規模事業者やフリーランスの暮らしと営業を守るうえで死活的課題となっているインボイスの中止を国に求めること。
- 3、県民1人当たりの財政規模が全国3位の県予算を生かし、全国最下位クラスの医療や福祉、教育予算を大幅に増額し、福祉型県政に転換すること。
- 4、復興予算の使途については、道路などのハード事業やハコモノづくり、イノベなどの“惨事便乗型”の復興の在り方を抜本的に見直し、原発事故や相次ぐ自然災害の被災者、新型コロナ感染症・物価高騰にあえぐ県民の暮らしと生業の再建にこそ優先配分すること。
- 5、医療・介護の改悪、国民健康保険税や保育料などの負担増をやめ、年金と生活保護費の基準額を物価高騰に見合うよう大幅に引き上げること。“社会保障は経済”との観点に立ち、社会保障の充実で経済の好循環を図ること。医療・介護、保育などのケア労働者の賃金引上げを国に求めること。
- 6、個人情報の漏洩などのトラブルが続くマイナカードとマイナ保険証の強制はやめること。国民皆保険制度を崩す、従来の保険証の廃止は見直すよう国に求めること。
- 7、中小企業を直接支援しながら最低賃金は、全国一律時給1,500円に引き上げるよう国に求めること。
- 8、喫緊の課題として、非正規ワーカーの賃上げと待遇改善を図るよう国に求めること。男女賃金格差を実質的に解消するよう国に改善を求めるこ。
- 9、公務職場でも非正規雇用の割合が増えているが、職員の待遇改善を図る観点から正規職員を増員すること。会計年度任用職員については、実質賃金の引き上げと待遇改善を行うこと。
- 10、教職員定数の国の標準法を見直し、30人学級を小中学校と高校まで広げるよう国に求めること。県独自に必要な正規教員を増員し、教員の多忙化と教員不足を解消し、子どもの教育を受ける権利を保障すること。

- 11、県として学校給食費の全額無償化、高校生のタブレット無償貸与、高校・短大・専門学校の給付型奨学金制度を創設し、子育て世代の教育費の保護者負担を軽減すること。
- 12、生活を支える重要なインフラであるバス路線や鉄道網の整備など県内公共交通網の再構築を図ることは、地球温暖化対策の観点からも重要である。市町村まかせにせず、県が計画を策定すること。同時に、バス代やタクシ一代への補助を県として行うこと。

二、福祉型県政への転換を

(1) 高齢者福祉の拡充について

- 1、来年度は介護保険料の見直し時期となるが、高齢者を取り巻く厳しい生活の現状を踏まえて、保険料の引き上げとならないよう国に負担割合の引き上げを求める。また、制度の見直しが検討されているが、利用料について2割負担への引き上げや食事代等の保険外負担金の引き上げは行わないよう国に求めること。
- 2、介護保険事業について、要介護1、2を市町村の総合支援事業に移行させないよう国に求めること。
- 3、新たな介護保険事業支援計画の策定に当たっては、高齢者が希望する場所で必要な介護サービスが受けられるよう、特養ホーム等入所施設を含めサービス体制を拡充すること。
- 4、本県の介護職員不足解消のため、県として全国から抜き出る処遇改善策に取り組むこと。
- 5、後期高齢者医療保険の患者負担2割への引き上で、受診率が低下したことから、1割負担に戻して受診しやすい環境を作ること。
- 6、高齢者のフレイル予防、認知症予防を本格的な県民運動にするため、保健師等専門職員を増員して取り組むこと。
- 7、高齢者の補聴器購入補助を県の事業として実施すること。
- 8、高齢者の車の免許返納後の移動手段確保策として、福島市等が実施するシルバーパスの発行を県の事業として行うこと。また、タクシ一代への補助を合わせて行うこと。
- 9、高齢者が住み慣れた町で安心して生活できるよう、移動販売車等への支援で買い物難民を解消すること。

(2) 児童福祉の拡充について

- 1、日本一子育てしやすい県づくりのため、妊娠、出産、育児に係る経済的負担の解消に県として取り組むこと。多くの市町村が行っている出産祝い金を県の制度として支給すること。
- 2、保育料が最も高い3歳未満児を含めた保育料無償化を県の制度として実施すること。保育所の食事代は主食も無償化すること。
- 3、子どもの安全を守り良質の保育を保証するため、保育士の配置基準の見直し、保育士等の処遇改善のための公定価格の引き上げを国に求めること。独自に増員配置をする事業者に対して県が助成すること。

- 4、核家族化が進む中で、妊娠、出産、育児の各段階で気軽に相談できる体制として、フィンランドのネウボラに匹敵する機能を持つ子育て世帯包括支援センターを全市町村に整備すること。
- 5、豊かな遊びで子どもたちの発達、成長を見守るプレーリーダーを県として育成、仕事として成り立つよう支援すること。
- 6、放課後児童支援員の処遇改善を図るために、国の運営費基準を大幅に引き上げよう求める。こと。国の処遇改善加算が適切に適用されるよう事業者を援助するとともに、公立の放課後児童クラブにおいても処遇改善が進むよう市町村に要請すること。
- 7、保育、学童クラブ専任課を設置し、支援体制を強化すること。
- 8、子どもたちの8.8%を占めるとも言われる発達障がい児又はそれに類する児童の発達を保障するため、個別支援計画の策定による適切な支援が行われるよう体制を強化すること。
- 9、医療的ケア児支援法に基づく支援体制の強化を図ること。
- 10、国が都道府県1か所以上の設置を図る「児童心理治療施設」の本県設置を早期に進めること。
- 11、子育て世帯の家賃補助を行うため、市町村に住宅セーフティネット制度の活用を促すこと。
- 12、老朽化が激しい中央児童相談所の早期建て替えを進めること。

(3) 障がい者福祉の拡充

- 1、障がい者福祉増進のために制定された県の2つの条例に基づき、条例の趣旨の徹底に向けた福祉施策の総点検を行うこと。
- 2、障がい者総合支援法に基づく報酬基準を大幅に引き上げ、事業所に働く職員の処遇改善を図るよう国に求めること。県の委託事業については、県が独自加算を行うこと。
- 3、市町村事業となっている移動支援について、市町村を支援し適切な運用を図ること。
- 4、障がい者就労支援B型事業所については、障害の重い人が排除されないように、成果にリンクする報酬基準を改めるよう国に求めること。
- 5、障がい者施設への県の優先調達を増やすよう、県庁各部署に法の趣旨を徹底すること。
- 6、手話言語条例の趣旨を生かすため、県の聴覚障がい児特別支援学校における手話教育を学習指導要領に位置付け実施すること。

(4) 県民医療の充実

- 1、本県の人口当たりの医師数が全国44位と最下位クラスの深刻な医師不足、医師の働き方改革を進めるため、本県の医師不足解消に向けた取り組みを強化するとともに、県立医科大学の定数の維持を国に求めること。医大卒業者の県内定着を図るために環境を整備すること。
- 2、看護師の不足も深刻で、定年を超える看護師が医療を支える実情があることから、看護師の処遇改善を進めて不足を解消すること。そのための看護師需給計画を見直すこと。

- 3、公立、公的病院の削減は行わないこと。
- 4、県立医大病院の医師確保に当たっては、難病専門医を配置し難病患者のニーズに応えること。また、医療機関として患者の待ち時間を短縮し患者の負担を軽減するようシステムを改善すること。
- 5、本県の急性心疾患による死亡率が依然全国トップレベルにあることから、生活習慣病予防対策を強化するとともに、コンビニ等人が集まる施設へのAED配備を進め利用研修を促進すること。
- 6、早期発見が困難と言われるすい臓がんの早期発見のため先進市と言われる尾道市等の取り組みに学び、本県でも取り入れること。
市町村によりがん検診受診料が異なり、胃がん検診では2倍以上の格差があることから、県が支援策を講じて負担軽減し受診率向上を目指すこと。
- 7、マイナ保険証は廃止し現在の保険証を継続するよう国に求めること。
県は保険者として適切な医療提供を行うため、別人の医療情報が紐づけられるなど問題が多いマイナ保険証の利用は強制しないこと。
顔認証のマイナンバーカードは介護施設等の職員負担が大きいことから、推奨しないこと。
- 8、無料低額診療制度を活用する医療機関を増やすため、制度の周知を図ること。

（5）国保行政について

- 1、県の国保運営方針を見直し、2029年の国保税統一化は削除すること。
- 2、国保税減免については、所得減少が続いているため、前年度比の減少率ではなく、コロナ以前の所得比、又は生活保護基準で適否を決めるよう市町村を支援すること。
- 3、来年度の国保事業計画策定に当たっては、加入世帯の生活状況の悪化に鑑み、国保税の負担増を招かないため、県の基金や一般会計からの繰り入れを行い市町村の納入金を減額すること。
- 4、子育て支援策として18歳までの子どもの均等割りを全額免除とするよう国に求めるとともに、当面は県の制度で免除すること。
- 5、資格証明書及び短期保険証の発行は行わないよう市町村を支援するとともに、国保税徴収効果が少ない差し押さえは行わず、生活状況に応じて不能欠損処分を適用すること。

（6）保健衛生行政の拡充

- 1、コロナ感染症の世界的パンデミックを踏まえ、県内の保健所の増設など体制を抜本的に拡充すること。
- 2、県内でのPFA S汚染の有無を確認し、あれば早期の対策を講じること。
- 3、県衛生研究所の建て替えと職員体制の拡充を図ること。

(7) 感染症対策について

- 1、感染者数が減少しているとはいえない新型コロナ感染症について、来年度以降も無料のワクチン接種を継続するとともに、コロナ治療薬の公費負担を継続するよう国に求めること。
- 2、インフルエンザも季節に関係なく感染拡大がみられるため、ワクチン接種の補助を高齢者に限定せず実施するよう国に求めるとともに、県の補助を実施すること。
- 3、感染症対応の医療機関を増やし、医師、看護師の専門家を育成すること。
- 4、ウイルスのゲノム解析を担当する検査の技術者を増員すること。

(8) 低所得者対策の拡充

- 1、異常気象から県民の命を守るため、県としてエアコン未設置の低所得世帯への購入補助を行うこと。
- 2、低所得世帯への貸付制度、総合福祉資金の貸し付けを受けやすくするため、社会福祉協議会の受付事務を改善するよう指導すること。
- 3、物価高騰で生活困窮する県民への生活物資の支援について、民間団体任せだけでなく、民間事業者の協力を得て社協が役割を発揮するよう求めるこ。

三、教育費の保護者負担軽減と教育行政の質の充実を

- 1、教育予算を大幅に増やし、物価高騰や資材高騰に見合う学校維持管理費の確保、また、最低賃金の引き上げを行うこと。教育費は無償とする憲法 26 条に基づき保護者負担を大幅に軽減すること。
- 2、小中学校の学校給食費については、すでに県内の 86% の市町村が補助を実施している。県事業として学校給食費無償化を実施すること。また、各市町村に地産地消の食材使用を支援すること。
- 3、給食費滞納世帯に対し、児童手当からの給食費天引きは行わないよう市町村に通達すること。
- 4、東北 6 県中福島県だけが保護者負担になっている高校生のタブレットを無償貸与すること。
- 5、気候危機が進行する中、すべての教室、体育館にエアコンを設置すること。
- 6、県立学校の図書購入費を増額すること。さらに、小中学校の学校図書館の専任司書を常勤配置するよう各市町村を支援すること。
- 7、希望するすべての生徒が申請できるよう県の給付型奨学金制度を創設すること。奨学金の返済補助をすること。
- 8、県立高校統廃合の後期実施計画は、凍結し見直すこと。
- 9、30 人学級が組めないほど教員不足は深刻である。県独自に正規教員を増やし、教職員の

多忙化を解消すること。高校においても全国に先駆け 30 人学級を実施すること。

10、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー、スクールサポートスタッフを増員し、全校に常勤配置すること。

11、児童・生徒に過度の競争を強いる、また真の学力の定着にはつながらない全国学力・学習調査への参加中止、県の学力・学習調査も中止すること。

四、原発ゼロ、A L P S 处理水の海洋放出中止、県民本位の復興を

(1) 原発事故対応について

- 1、海洋放出中止を国に求めるとともに、専門家が提案している「広域遮水壁」を含め、地下水抑制対策について真剣に検討するよう東京電力に求めること。
- 2、10 月に作業員の被ばくが発生したことも含め、作業員の安全確保と工程の管理を徹底すること。廃炉作業を国家プロジェクトに位置付け、作業員の安全確保等を図るよう国に求めること。
- 3、原発推進の岸田政権に対して原発事故被災県として原発ゼロを求めるとともに、エネルギー基本計画を見直し、原発や石炭火発から脱却し、再エネを中心に据えるよう国に求めること。
- 4、中間貯蔵施設の汚染土壌の再生利用は行わないこと。

(2) 避難者支援について

- 1、避難地域の医療費等の減免は住民の命綱であることから、打ち切りは中止し、再開を国に求めること。
- 2、希望者が安心して帰還できるよう、医療や介護、買い物施設などのインフラ整備を促進すること。帰還困難区域の除染については、帰還希望の有無にかかわらず避難者の声を聞いて実施すること。
- 3、復興公営住宅の家賃について、県営住宅の減免制度など県独自制度を活用し、低所得者の負担軽減を図ること。
- 4、国家公務員宿舎に避難する住民への追い出し裁判はやめ、今後も提訴や調停の申し立ては行わないこと。

(3) 賠償について

- 1、第 5 次追補を踏まえた追加賠償について、請求書の郵送も含め支払い完了まで迅速に進めるよう体制強化を東京電力に求めること。いわき市民訴訟の判決を受け、中間指針の見直しを国に求めること。
- 2、農林業や商工業の一括賠償後の追加賠償について、被害の実態に応じ賠償を支払うよう東京電力に求めること。

- 3、海洋放出に伴う漁業への風評被害について、適切に賠償を行うよう東京電力に求めること。
- 4、県の原子力損害対策協議会全体会議を開催すること。

五、気候危機から県民のいのちと暮らしを守り、災害に強い県土に

(1) 気候危機打開について

- 1、「地球沸騰化の時代」到来と警告された今年の猛暑と線状降水帯の発生を踏まえ、2030 年までに CO₂ を最大 60% 削減すること。そのため、アンモニア混焼を含めて最も CO₂ 排出量が多い石炭火発は、2030 年までに廃止を国に求め、県内の石炭火発の廃止を電力事業者に要請すること。技術やコスト面で課題がある水素やアンモニアなどの「新エネ構想」を見直すこと。
- 2、再生可能エネルギーの推進に当たっては、環境共生、住民参加による地域主導型を中心据え、メガ発電等による乱開発を抑制する県条例を制定すること。
- 3、住宅用太陽光発電設備と蓄電池の補助金を引上げ、予算を大幅に増額すること。
- 4、省エネの技術開発を支援すること。省エネ住宅建築への補助を増額し、希望者すべてを対象とすること。省エネ家電への買い替え補助を再開すること。
- 5、林地開発許可要件の見直しを国に求めること。県として林地開発許可後も業者を指導・監督できる条例を制定すること。

(2) 災害対策について

- 1、河川維持管理費を増額し、日常的に浚渫等の維持管理を行うこと。
- 2、遊水池の設置や流域治水対策は、地元住民の意見を十分反映する仕組みをつくりながら進めること。
- 3、台風 13 号に伴う線状降水帯の被害を受けたいわき市等の住宅再建を支援し、床上 1 m までの浸水被害住宅に対する県独自の給付金 10 万円の支給を速やかに実施すること。
- 4、被災者生活再建支援金の上限を 300 万円から 500 万円へ引き上げること。
- 5、災害発生時、高齢者など災害弱者が自宅近くに緊急避難所として活用できる高層建築物を指定する等の仕組みを市町村と連携してつくること。
- 6、避難所は、「TKB48」を目標に洋式トイレ、温かい食事、ベッドを 48 時間以内に設置すること。災害弱者に対しては、福祉避難所の活用とともに、ホテル等を一時避難所として使用すること。避難所運営や災害対応のスタッフに女性職員を配置し、人権に配慮した避難所運営を行い、生活・健康・就労など様々な相談に対応できる専門ボランティアを配置すること。
- 7、災害基本条例を制定し、市町村と連携しケースマネジメントに取り組むこと。

六、産業の振興について

(1) 商工業、観光の振興について

- 1、福島県中小企業振興基本条例を生かして県内中小企業の支援を抜本的に強化すること。
- 2、地元企業が地域循環・生活密着型の公共事業、住民合意に基づいた再エネ普及に本格的に取り組むことなどにより雇用を創出できるよう支援すること。
- 3、元請け企業による「優越的地位の乱用」や下請けいじめを止めさせ、中小企業への支援を強めること。またフリーランスなどが人間らしく働けるよう雇用保険や労災保険など労働条件の整備を国に求めること。
- 4、県として公共事業の地元事業者への優先発注に努めるとともに、分離発注で中小企業の受注機会を広げること。入札参加資格のない小規模事業者が公共事業に参加できる仕組みを県としてつくること。
- 5、公契約条例を制定し、公共事業に従事する労働者の労働条件や公共サービスの向上に努めること。
- 6、市町村では既に取り組まれている住宅リフォーム助成制度、商店リニューアル助成制度を県として創設すること。
- 7、観光はインバウンド頼みだけでなく、価値観の多様化に伴い、地域資源を生かし観光資源の発掘・整備を進めること。

(2) 農林水産業の振興について

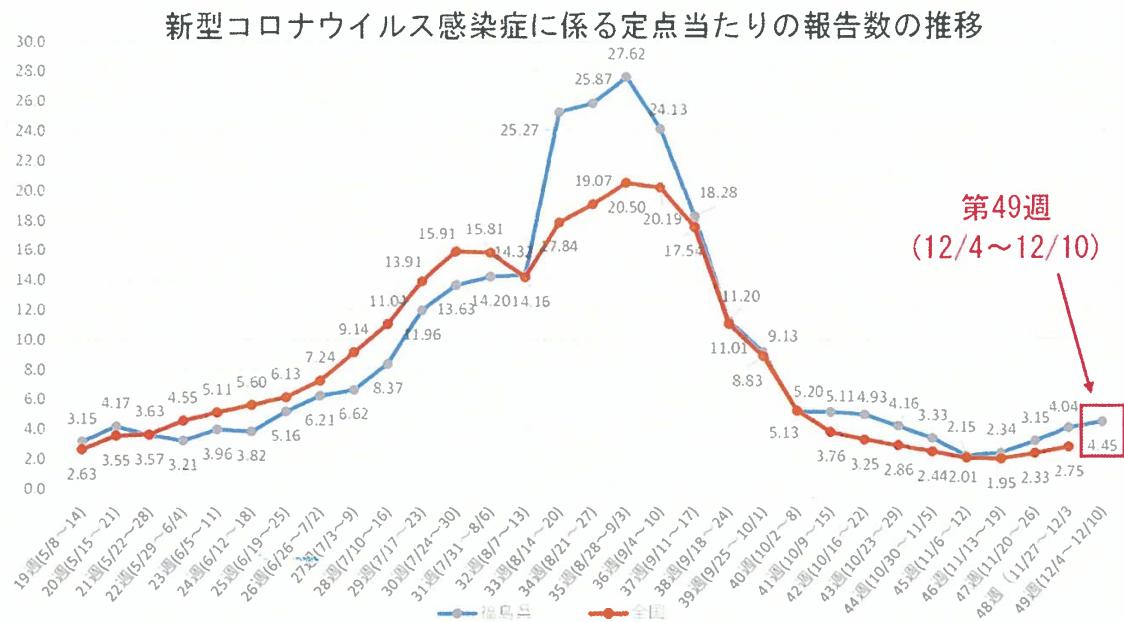
- 1、国際紛争や気候危機に伴う食糧状況の激変があるにもかかわらず、国はカロリーベースで38%まで落ち込んだ食料自給率を大幅に引き上げるどころか自給率を掲げない方針である。あらためて国に自給率向上を強く求めること。県も目標を持つこと。また、77万トンのミニマムアクセス米の輸入中止を国に求めること。
- 2、食料の8割を生産する家族農業の役割を踏まえ、国連の家族農業年にふさわしく、大規模集約化だけでなく家族経営を支援すること。
- 3、米価下落・物価高騰に対して農家への直接支援を行うこと。水田活用交付金の削減を見直すよう国に求め、農業者戸別所得補償制度の復活を国に求めること。
- 4、飼料や肥料、農業資材の価格高騰への補てんを行い、農業経営が継続して行えるよう国に求めるとともに県独自の支援策を講じること。
- 5、新規就農者支援制度の運用で若者の新規就農を支援するとともに、新規就農者がやむを得ず離農する場合も過大な負担とならないよう国に求めること。有機農業を支援すること。
- 6、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）を促進させること。
- 7、相次ぐ自然災害に対応するため、収入保険は白色申告者でも加入できるよう要件緩和を国に求めること。
- 8、人的被害も起きているイノシシについて生息調査と「イノシシ管理計画」を見直し、被害対策を強化すること。ツキノワグマに対しても対策を講じること。

- 9、県産材の活用を推進するとともに、林業後継者を支援し山の維持管理を継続して行えるようすること。
- 10、処理水放出の風評被害、温暖化での海水温の影響等、漁業者を取り巻く状況は厳しくなっている。漁業の本格操業が軌道に乗るよう引き続き漁業者を支援すること。内水面漁業者への支援も強化すること。
- 11、航路確保など漁港としての機能を確保するため、堆積土砂撤去の予算を大幅に増額すること。

七、ジェンダー平等について

- 1、ジェンダー平等は「女性の世界史的復権」と言われるほど、この数年間で世界的に大きく前進しているが、日本はジェンダーギャップ指数 125 位と最下位クラスに後退しており、世界の流れから取り残されている。県としてあらゆる分野でジェンダー平等を貫くこと。
- 2、パートナーシップ・ファミリーシップ制度について、来年 1 月から伊達市で制度が導入されるほか、福島市や富岡町でも計画されている。県として同制度の制定を行うこと。
- 3、選択的夫婦別姓制度の早期実施を国に求めること。
- 4、県職員の女性管理職の割合目標 15%を早期達成し、大幅に引き上げること。女性が圧倒的に多い会計年度任用事務職員の待遇改善を図ること。
- 5、教育分野のジェンダーギャップ指数は全国 46 位と大きく遅れしており、特に学校管理職の女性比率の低さは深刻である。女性も管理職を希望できる労働環境へと改善すること。
- 6、包括的性教育を推進すること。

以上



新型コロナウイルス感染症患者の入院状況等について

令和5年12月6日午前0時時点の新型コロナウイルス感染症患者の入院状況等については、下記のとおりです。

記

1 入院者数

	12/6現在	前週 (11/29)	前週比
入院者数	137人	129人	+8人
うち中等症Ⅱ	29人	15人	+14人
うち重症者数	1人	0人	+1人

インフルエンザに係る発生動向調査の結果について

<<インフルエンザ警報>>

2023年第49週（12月4日～12月10日）における定点当たりの報告数は、38.66です。

前週（35.27）からさらに増加がみられ、今シーズン最多を更新しています。

引き続き、場面に応じたマスクの着用、こまめな換気や手洗いなど、基本的な感染対策をお願いします。

インフルエンザに係る定点当たりの報告数の推移



定点当たりの報告数（保健所管内別）

	保健所管内別の内訳									県全体
	福島市	県北	郡山市	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき市	
第48週 (11/27～12/3)	23.75	35.22	52.15	33.78	40.57	34.40	17.67	22.67	37.77	35.27
第49週 (12/4～12/10)	26.33	26.22	55.23	47.78	43.57	31.70	12.33	46.83	40.77	38.66
前週差	2.58	▲ 9.00	3.08	14.00	3.00	▲ 2.70	▲ 5.34	24.16	3.00	3.39

※ 前週差 = 当該週の定点当たりの報告数 - 前週の定点当たりの報告数

※ 県内の定点医療機関数 82か所

定点報告数の年代別割合

	年代別の内訳									県全体
	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	
第48週 (11/27～12/3)	48.0%	33.8%	3.4%	5.3%	3.6%	2.1%	2.1%	0.8%	0.9%	100.0%
第49週 (12/4～12/10)	48.8%	31.4%	4.2%	5.2%	4.3%	1.9%	1.9%	1.0%	1.4%	100.0%
前週差	0.8%	▲ 2.4%	0.8%	▲ 0.1%	0.7%	▲ 0.2%	▲ 0.2%	0.2%	0.5%	

※ 前週差 = 当該週の年代別割合 - 前週の年代別割合

「福島県学校給食費の無償化を求める会」役員会

1 この間の情勢

東京都、都立や私立高校の授業料無償化にかかる所得制限撤廃や給食費の負担軽減を来年度予算に盛り込む／都議会4会派（共産、ミライ会議、生活者ネット、「グリーンな東京」）が学校給食費を無償化する条例案を発表／政府は25年度から子ども3人以上大学無償化（扶養から外れた子どもは数えない…）／県内子どもの肥満、男女4区分で過去最高に

※新婦人中央本部からの情報：重点支援地方交付金の活用要請を（資料参照）

2 この間の活動など

- ・12月県議会へ県と、国への意見書請願提出（会派まわり：石川、岩渕、村上参加）
【紹介議員会派】共産党、維新・無所属の会、ONE for ALL ふくしま
- ・県議候補者アンケートで、学校給食費無償化に賛成と回答した県民連合、無所属の議員に紹介議員要請（メール）…返信無し
- ・食健連グリーンウエーブ行動：12/5 県農業会議、県庁農政課 12/6 JA中央会（石川、岩渕、村上参加）
※学校給食費無料化について国の調査、来年5月末までには公表されない可能性が…（宮本県議情報）
- ・12/12 ゆきとどいた教育を求める全国署名提出集会（小川、石川、村上参加）
- ・県労連、自治体キャラバン ~~ゆきとどいた教育を求める全国署名提出集会~~ 企画打ち上げ
- ・須賀川の会：12月3日山寺池公園で街宣署名活動と戸別訪問（9人で48筆）

3 これから活動

- ・第3回総会で示した活動方針（裏面）の具体化

4 その他

- ・12・16 オンラインシンポジウム（二本松・鈴木久之さんから情報提供）

次回 2024年 月 日（ ）～ 会場：

1. 運動方針

(1)運動の目標

- ① 県内すべての自治体での給食費無償化をめざす。
- ② 福島県、国を動かす。
- ③ 給食の質の向上、自校方式の拡大と正規の給食職員の配置と増員などをめざす。
- ④ それらのためにも、義務教育無償の憲法26条の全面実施、国の教育予算大幅増額要求につなげる。
- ⑤ 幅広い人たちとの連携・連帯をめざす。

(2)目標達成に向けての基本方針

- ① 県民の要求に立脚した運動をめざす
- ② 学習を重視する
- ③ 自治体毎の運動体や議員と協力・支援する
- ④ 広範な分野・全国の運動との連携をはかる

(1)具体的とりくみ

- ① 全県での無償化をめざすために、幅広い人たちが交流し学び合う学習会・シンポジウムなどの開催を検討する。
- ② 政府に対して直接的な要請行動を行なう。※他県とも相談する。
- ③ 各地の「会」とも連携して県議会に対する請願・県に対する要請を行なう。
- ④ 福島市、郡山市などの大規模センター方式化に反対し、自校方式の拡大を要求する。
- ⑤ 学校給食に関わる現場の人たちとの対話・交流・取材に挑戦し、無償化の運動への理解と共同をお願いするとともに、ニュースなどで紹介する。
- ⑥ 保育園、幼稚園の給食費無償化のために、関係者などから学び、運動のあり方を検討する。
- ⑦ ニュースの発行や学習会を通して、情報の発信を強める。
- ⑧ 県議会選挙において、全予定候補者へのアンケート調査を行い、その結果を有権者に紹介する。

学校給食費の無償化を求める会 シンポジウム企画〈案〉

だれが 無償化の会

だれと ◇県内無償化の会 ()

◇給食づくりに携わっている人 (栄養士さん _____ や調理員さん _____)

◇農家さん (根本さんとか。二本松のみなさんとか)

◇保護者 (一般の方も呼べたらいいけど。。)

◇賛同団体

◇県・県内自治体職員

- ・教育→農民直売農工
- ・学校(農場)の現状・教員
- ・子供の現状→子供の食

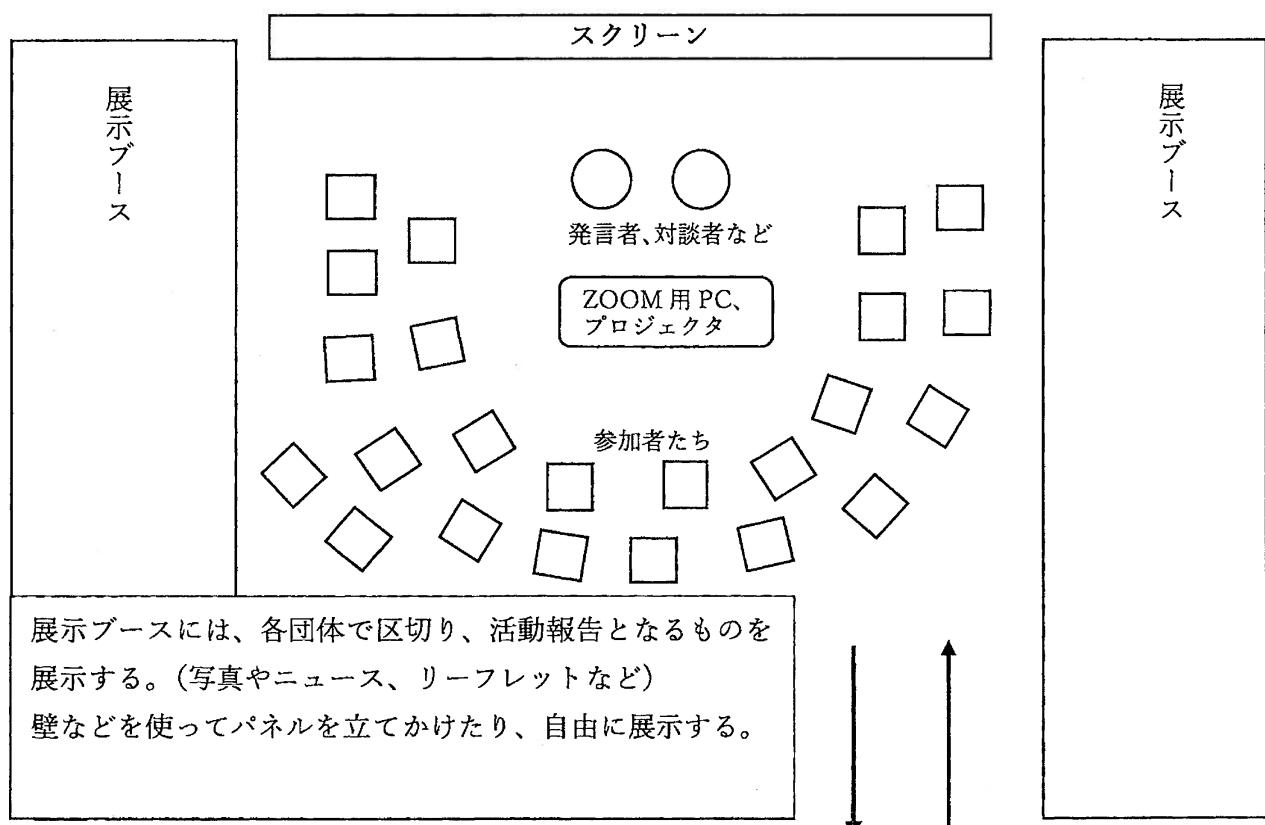
どんなふうに ①映画上映 (希望の給食 上映時間 40分) スクリーン

②発言 (郡山の春木さんとか。 _____)

③対談 (小川先生とだれか _____)、(だれか _____ とだれか _____)

いつ 月 日

どこで 福島、二本松など 教育会館などの広い学習室 オンライン併用?



展示ブースには、各団体で区切り、活動報告となるものを
展示する。(写真やニュース、リーフレットなど)

壁などを使ってパネルを立てかけたり、自由に展示する。

【シンポジウムの主旨】

学校給食費の無償化を求める運動を進めてはいるが、学校給食が無償化されればよいというわけでもない。大型センター化、有機農作物、食物アレルギーなど給食にまつわる様々な問題について、参加者といっしょに情報を共有し、考えを深め、保護者、農家や、行政なども展望を持てるようなシンポジウムにしたい。

福島県浜通り地方の豪雨被害について

福島県民主医療機関連合会
事務局長 渡辺喜弘

経過

台風 13 号の予測進路から金曜以降の週末に福島県を通過または最接近の可能性あり、その後、台風の速度が上がらず、到達予測がおとになるも前方の前線の影響が大きいと判断、7 日(木)の昼の時点で、8 日以降の県連集合会議はオンラインとするなどを事務局長判断で決定、8 日(金)午後の国民運動部事務局会議(13 時 30 分～郡山)をオンライン開催とすることを連絡、同日午後 6 時 15 分～の常任理事会はオンライン予定で案内するも場合によっては福島市集合としていたが、オンライン開催を決定した。

8 日(金) 15 時 00 分 いわき市に警戒レベル 3(高齢者等避難)

16 時 45 分 同 大雨警報(土砂災害)⇒解除(9/9 15 時 09 分)

17 時 09 分 同 土砂災害警戒情報 ⇒解除(9/9 15 時 05 分)

17 時 38 分 同 洪水警報 ⇒解除(9/9 04 時 28 分)

17 時 38 分 同 大雨警報(浸水害) ⇒解除(9/9 04 時 28 分)

18 時 00 分 県連常任理事会用 Zoom 立ち上げ

県連常駐と浜通り・國井常任理事が情報交換(雨が強まっている)

國井常任理事は帰宅時に中規模河川を 1 回橋通過の確認

終了予定は 20 時 15 分であるが、進行を早めることを確認

渡辺は、雨雲レーダー、河川水位情報を見ながら進行

18 時 10 分 参加者全員参集のため定刻前に開会

19 時 00 分 いわき市に警戒レベル 4(避難指示) 会議中にエリアメール

19 時 30 分 常任理事会終了

19 時 41 分 記録的短時間大雨情報(第 1 報)

20 時 40 分 緊急安全確保(蛭田川流域、宮川流域)

20 時 50 分 同 (渋川流域)

21 時 05 分 同 (山田川流域、天神川流域)

21 時 08 分 記録的短時間大雨情報(第 2 報)

21 時 20 分 緊急安全確保(新川流域)

21 時 40 分 同 (いわき市全域に拡大)

⇒避難指示切替(9/9 15 時 05 分)

河川水位急上昇、過去に例のない緊急度を表示

(いわき市西部の内郷を流れる中小河川が水位上昇)

21 時 48 分 記録的短時間大雨情報(第 3 報)

9日(土) 08時53分 小名浜生協病院・松澤事務長より第1報
事業所の被害なし
市内南部・西部に被害集中(内郷・常磐・勿来)
水道は出ているが、一部地域で停電継続
朝になり水は引いてきている
職員の被災状況、出勤可否について確認中
組織部は内郷地区の組合員情報収集にあたっている
職員関係の被害状況
職員自宅床上浸水1名
職員家族実家の薬局浸水
河川氾濫、道路冠水で出勤不能職員複数発生
職員実家周辺で被害との情報
09時06分 上記報告にもとづき、県連内法人・事業所、常任理事あて第1報
09時45分 浜通り医療生協・國井専務より第1報
上記事務長報告に追加で
組合員自宅床上浸水確認
組合員自宅損壊1件
地域担当理事・運営委員ルートで各支部へ現況調査中
09時50分 上記報告にもとづき、県連内法人・事業所、常任理事あて第2報
09時15分 地協事務局長グループLINEにて状況報告
10日(日) 待機、情報収集
11日(月) 15時30分 復興共同センター・新しい県政をつくる会合同事務局会議
被害状況の確認および各団体からの報告
現地共産党議員団(国会・県・市)の対応報告
17時39分 浜通り医療生協・國井専務より第2報
内郷地域(浜通り拠点から車で30分、組合員世帯150)
40軒の訪問聞き取りにて状況確認。
床下浸水は土日でほぼ片付け終了
独居・老老世帯を中心に支援することを確認。
12日(火)にボランティア派遣4軒(軽トラ1台4名で4チーム)
コロナ流行もあり、医療・介護事業所職員は除いて編成

被災状況

地域としては、いわき市・南相馬市

人的被害

死者 1 名(内郷)

行方不明者 なし 重傷者 なし 軽傷者 5 名(好間 1 名、内郷 4 名)

住家被害

全壊 1(内郷) 半壊 報告なし 一部破損 報告なし

床上浸水 1;177 いわき市・南相馬市

いわき市地区別

内郷 1;000(調査中) 勿来 30(調査中) 常磐 10 好間 10 平 100 小名浜 1

南相馬市地区別

原町区 23(調査中) 小高区 3(調査中)

床下浸水 242

いわき地区別

内郷 31 勿来 50 常磐 30 好間 50 平 61 小名浜 3 遠野 2

南相馬市地区別

原町区 5(調査中) 小高区 10(調査中)

非住家被害(いわき市) 公共建物 45 その他 139

支援等について

現地からの要請があれば、県連内で対応

福島県ボランティア対応は、現在、県内居住者限定(コロナ対応もあり)

事業所で被害あれば、迅速な支援必要

浜通り医療生協 令和5年台風13号水害

救援ニュース



9月8日(金)夕刻から浜通りに線状降水帯をもたらした台風13号によって、いわき市内では各所で河川氾濫が発生。特に内郷の宮川と新川の流域では、広い範囲で河川氾濫によって道路冠水、床下床上浸水。内郷宮町と内町は合わせて2500世帯、ここには150世帯ほどの組合員が居住、このうち20~30軒ほどが被災した模様です。居住の職員も1名床上浸水。

こちらのお宅は50センチあまり浸水

内郷地区の被害聞き取りと片付けのボランティアを組織します

9月11日(月)……被害状況の確認と聞き取り

12日(火)……家屋片付け

両日とも9:00 医療生協組合員センター集合、ミーティング後現地入りします。軽トラお持ちの方!大歓迎。泥の中を歩きます。汚れてもいい服装で。軍手支給。昼食・水分はご持参下さい。

参加のお申し出は

医療生協組織部 TEL 92-3099 FAX 92-3105 e-mail:kudou@hamadori-coop.jp

連絡はなるべくFAXやeメールなど文字の残るものでお願いします

2023年9月9日

Vol.1

浜通り医療生協 組織部



令和5年台風13号水害ニュース



●11日（月）の活動報告

No.2

今日は、理事長や専務を中心に理事や職員が被害のあった地域へ向かいました。地図と組合員の名簿を手に組合員宅を訪ね歩き、状況確認や今必要な支援は何か？を聞き取りをしました。冠水した道路には泥がまだ滞積しており、足場が悪く時間内に予定していた組合員宅を訪問しきれませんでした。



9月11日

- 訪問 40件
- 要支援 4件

明日は、4件のお宅へチームでボランティアがそれぞれ入ります。

○住宅被害（9/11現在）

- ・全壊：1棟
- ・床上浸水：1,151棟
- ・床下浸水：196棟

【発行】浜通り医療生協 組織部 ☎0246-92-3099（内線214）



令和5年台風13号水害ニュース



●12日（火）の活動報告

No.3

本日は4つのチームに別れ、それぞれ作業に入りました。



いわき市の最高気温が30°Cを超え、真夏のような暑さの中での作業となり、被害にあった家の家族が体調を崩し救急車で搬送されるということがありました。

またボランティアが到着すると、ご家族が泣いていたというお宅も。片付けをしながら色々と思い出し、現状の大変さから悲しくなってしまったと。被災された方の疲れが出てきており、引き続き、多くの方の多方面の支援が必要だと感じました。



新川の水量は通常に戻りました。川から流れついた草やゴミと折れた柵を動かし、泥搔きをして車が通れるようになりました。これで動かなくなってしまった車がレッカー移動できました。



車が通れるようになりました

○住宅被害（9/12現在）

- ・全壊：1棟
- ・床上浸水：1,151棟
- ・床下浸水：228棟